

放課後子どもプラン推進事業等に係る疑義回答集 (Q & A 集)

I 放課後児童クラブについて

【ソフト事業関係】

○ 開所時間関連

Q 1 基準開設日数の250日には、①授業日(200日)、②長期休暇(45日)及び③クラブ運営上必要な日(5日:土曜日・日曜日等)が含まれており、授業日以外の②及び③については、原則として8時間以上開所することが要件となっているが、保護者の就労状況等を勘案した結果、明らかに8時間開所のニーズが無い場合にも、8時間開所しない限り、平成22年度以降、補助対象とならないのか。

A 1 8時間開所することを基本とする。なお、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知している時間であり、利用者がいないためにクラブを閉所することは差し支えないものである。

しかしながら、利用者の希望がある場合には、開所可能な体制を整えていただくことが必要と考えており、一律にニーズの排除を行うことのないよう十分に留意いただきたい。

○ 長時間開設加算関連

【共通部分】

Q 1 開所時間の前後の準備時間等について、長時間開設加算額の対象として良いか。

A 1 長時間開設加算の対象となるのは開所時間のみであり、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知し、利用希望がある場合は対応できるよう、放課後児童指導員や実施場所等の体制を整えている時間である。

Q 2 「平日分」、「長期休暇等分」とは、それぞれどの日を指すのか。

A 2 「平日分」とは、学校の授業日(200日)のことであり、「長期休暇等分」(50日)とはそれ以外の①夏休み等の長期休暇、②土曜日・日曜日、③祝日等のことである。

Q 3 補助基準額について、平日分、長期休暇等分それぞれ「単価×〇〇を越える時間数」となっているが、越える時間(延長時間)数の考え方は。また、延長時間が1時間に満たない場合の算出方法は。

A 3 基本的に1時間単位で延長していることを原則とする。ただし、1時間に満たない場合であっても、例えば、15分延長の場合には0.25時間、30分延長の場合には0.5時間として算定して差し支えない。

Q 4 時間数の上限はないのか。

A 4 上限はない。

[長期休暇等分]

Q1 年間開設日数200日以上249日以下の特例分については、長時間開設加算における長期休暇等分の対象とはならないのか。

A1 対象とならない。

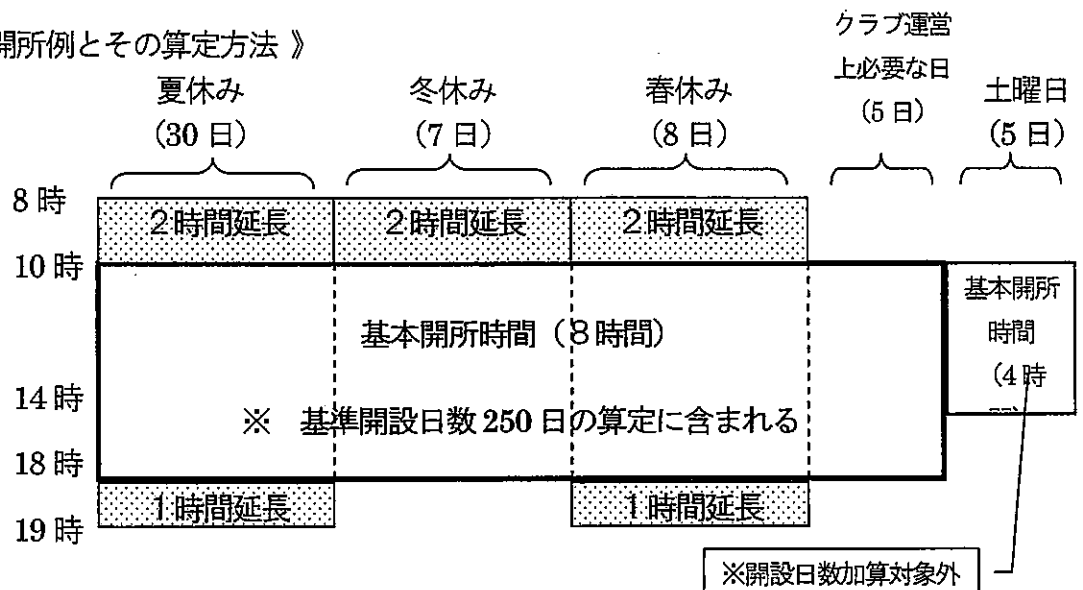
Q2 長期休暇等分について、日によって延長時間が違う（例えば、季節によって異なる、土曜日のみ異なる等）場合には、どのように算定すればよいのか。また、例えば長期休暇中、1日のみ延長するような場合にも、補助対象となるのか。

A2 季節等によって延長時間が異なる場合は、長期休暇等分に当たる日（学校休業日）のうち、基本開所時間分の運営費（交付要綱別表 基準額欄の1（1）①～⑤）の補助対象となる日における、平均開所時間により算定することとする。

（長時間開設加算の対象となるのは、基本分の運営費の補助対象となる日のみである）

なお、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知している時間を指すことから、単にある一日だけ単発的にイベント等により延長した場合は、補助対象とはならない。

《 開所例とその算定方法 》



※算定方法

- ・基本開設時間分の運営費の対象となる日における、延長時間も含めた延べ開所時間

（夏休み） （冬休み） （春休み） （クラブ運営上必要な日）

$$11 \text{ 時間} \times 30 \text{ 日} + 10 \text{ 時間} \times 7 \text{ 日} + 11 \text{ 時間} \times 8 \text{ 日} + 8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} = 528 \text{ 時間}$$

- ・1日当たり平均開所時間

$$528 \text{ 時間} \div (30 \text{ 日} + 7 \text{ 日} + 8 \text{ 日} + 5 \text{ 日}) = 10.6 \text{ 時間}$$

- ・「長期休暇等分」補助基準額

$$90,000 \text{ 円} \times (10.6 \text{ 時間} - 8 \text{ 時間}) = \underline{234,000 \text{ 円}}$$

○ 障害児受入推進事業関連

Q 1 年間開設日数が200日以上249日以下の特例分対象についても補助対象としてよいか。

A 1 本事業は、実施要綱の別添2のIに基づく放課後児童健全育成事業を実施しているものが対象となり、特例分対象のクラブも補助対象となる。

Q 2 「障害児受入れ等のための指導員の確保」とあるが、年度当初から障害児がクラブに登録している必要があるか。いつでも障害児を受け入れる体制をつくるために、年度当初から障害児受入れ等のための指導員を確保し、結局障害児が学童クラブに入所しなかった場合は、どのように考えるのか。

A 2 当該年度中に障害児を受け入れるクラブが対象となる。ただし、年度当初に障害児が登録されていない場合で、年度途中で障害児の登録（入所）を予定し、指導員の確保をしていたが、やむを得ない事情等により、結果的に障害児が登録（入所）しなかった場合には、必ずしも補助金の返還は要さない。

Q 3 障害児が年度途中で退所した場合は、どのように取り扱うのか。

A 3 当該障害児の退所とともに、障害児担当の指導員の配置もやめた場合については、実際に配置していた月数に応じて補助基準額を算定することとする。（以下、算定式参照）

しかしながら、当初、当該障害児が年間を通じた利用を予定しており、担当指導員についてもそのために年間を通じた配置を予定し、かつ、実際に配置した場合については、必ずしも障害児がいない月数分を減額する必要はない。

[算定式]

補助基準額×配置月数／12月 ※配置した日を含む当該月から算定。

Q 4 年度途中で障害児対応の指導員を配置した場合も、補助対象となるのか。

A 4 補助対象となる。ただし、補助基準額については、実際に配置した月数に応じて算定。（Q3の算定式参照）

Q 5 「専門的知識等を有する」とは、具体的にどのようなことが考えられるか。

A 5 「専門的知識等を有する」かどうかについては、各市町村において適切に判断していただきたいが、例えば、

- ① 地方自治体等が実施する研修の受講
- ② 個々の指導員が有する経歴（クラブにおける障害児担当経験年数など）
- ③ 個々の指導員が有する資格

などを踏まえて総合的に判断することを想定している。

Q 6 「一定期間内に必要な研修」とあるが、「一定期間内」とはどれくらいを想定しているのか。

A 6 「一定期間内」がどれくらいについては、都道府県及び市町村の研修スケジュールや受講する指導員数等により適切に判断いただくこととするが、現に障害児の対応に当たっている指導員について受講が必要な場合は、できるだけ早急（平成20年度中を目途）に研修の受講が可能となるよう配慮いただきたい。

Q7 「一定期間内に必要な研修を受講させる」について、研修が完了していなければ補助申請することはできないのか。

A7 当該年度中に、必要な研修等の受講が予定されていれば、補助申請して差し支えない。

Q8 都道府県や各種障害団体等が実施する研修を受講することにより、「必要な研修」を受講したこととして良いか。

A8 各クラブにおいて受け入れる障害児の障害の程度・種類等により、配置する指導員に必要な専門性は異なることから、各市町村においては、こうした点を考慮して「必要な研修」の設定をしていただきたい。なお、研修の実施主体は、必ずしも市町村である必要はなく、都道府県や各種団体の実施する研修を活用いただいて差し支えない。厚生労働省においても、都道府県・指定都市・中核市が放課後児童指導員等に対して実施する研修への補助を行っている(放課後児童指導員等資質向上事業)ところであるので、ご活用いただきたい。

Q9 専門的知識等を有する指導員が必ずしも直接的に関わるのではなく、他の指導員に指示をしながら、障害児の受入をする場合であっても、補助対象となるか。

A9 専門的知識等を有する指導員が直接、障害児を担当することを原則とする。ただし、他の子どもとの交流活動等において、便宜上、他の子どもと一緒に対応したり、担当が変わることまでを妨げるものではない。

Q10 複数の放課後児童クラブを指導員が巡回する場合、補助対象となるのか。

A10 障害児受入推進事業は、当該障害児を特別に援助するため、専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する場合に対象となるものである。よって、新たに指導員の増員を必要としない場合については、対象とならない。

○ 放課後児童クラブ支援事業関連

Q1 事業の対象となるのは、国庫補助対象の放課後児童クラブだけなのか。

A1 国庫補助対象クラブのみである。

【ハード事業関係】

○ 設置主体関連

Q1 平成20年度から、創設整備の設置主体が市町村から「社会福祉法人又は民法第34条の規定により設立された法人」に拡大されたが、NPO法人や保護者の会（任意団体）が設置する場合も対象となるのか。

A1 対象となるのは、社会福祉法人、財団法人及び社団法人であり、NPO法人や任意団体は対象とならない。

○ 施設の分割関連

Q1 施設を分割した場合に、トイレ、調理室等を共用にすることは可能か。

A1 可能である。ただし、それぞれのクラブ運営に支障（一方の部屋を横切らなければ使用できない設備がある等）をきたすことがないよう、十分に配慮されたい。

○ 初度設備関連

Q1 放課後児童クラブ室の整備に必要な初度設備等への加算はないのか。

A1 加算はないが、初度設備に必要な経費を対象経費に含めることは可能である。

Ⅱ 小型児童館、児童センターの施設整備について

○ 交付対象要件関連

- Q1 平成20年1月28日付け育成環境課長通知中の1の(2)は、補助要件として、交付要綱に明記される予定か。また、①から③のすべての要件に該当する必要があるのか。
- A1 補助要件として、児童厚生施設等整備費交付要綱に明記する予定である。
また、①から③の要件すべてに該当する必要がある。
- Q2 ①の「市町村が策定した次世代育成支援行動計画等」とあるが、次世代育成支援行動計画以外に、市町村で独自に策定した計画や方針などでも構わないのか。
- A2 「次世代育成支援行動計画」以外に、市町村の総合計画や放課後子どもプラン事業計画などでも差し支えない。ただし、単年度の事業計画及び方針は、該当しない。
また、具体的な施設名や整備か所数などが規定されていなくても差し支えない。
- Q3 平成19年度から継続して補助を受けている事業については、今回の「交付対象となる要件」は該当しないと考えてよいのか。
- A3 該当しない。
- Q4 ②の「中学生、高校生等の年長児童対応の設備を設けること」とあるが、年長児童対応の設備の設置とは、何を想定しているのか。
- A4 年長児童対応の設備とは、必ずしも部屋である必要はなく、バスケットゴール、卓球コーナー、音楽、調理などの創作活動ができる状況・設備やパソコンコーナーの設置などを想定している。
- Q5 ①から③に該当しない場合、小型児童館、児童センターについては、創設又は改築の補助の対象とならないのか。
- A5 対象とならない。
- Q6 大規模修繕に対する補助は、現行どおりでよいのか。また、大規模修繕にも、①から③は補助要件となるのか。
- A6 現行どおりとする。よって、大規模修繕には、①から③の補助要件は該当しない。
- Q7 「児童センター」には、大型児童センターを含むのか。
- A7 含まれる。ただし、大型児童センターには、元々、年長児童用設備を設けることとなっているので、基準額の変更はない。また、都道府県等が設置する大型児童館は、対象にはならない
- Q8 ③の「地域のニーズに応じた適切な開設時間」とは、18時を越えなければならないなど、条件はあるのか。地域のニーズにより、18時までの児童館でもよいのか。
- A8 特に一律の条件はないが、18時で終了する児童館は、中・高校生等にとっては利用しにくいと考えられるので、補助金の優先順位は下がる可能性がある。

- Q9 放課後児童クラブを備えた児童館を設置するには、その地区で待機児童が発生している、または余裕教室がない等の状況が確認できない限り、補助対象外となるのか。
- A9 20年度協議様式から、当該地区で実施する場合には、具体的な理由を記載することとし、その内容次第で採択するかどうかを判断することとしており、一概に補助対象外ということではない。

※ 平成19年4月16日付け事務連絡「放課後子どもプラン」に係るご質問及び回答について」においても、放課後児童クラブの国庫補助に関する取扱いをまとめているので、併せてご確認いただきたい。

平成20年度 児童厚生施設等整備費国庫補助協議予定一覧 (2月18日現在)

(頁数3)

施設種別	平成19年度					平成20年度				
	創設・改築	修繕	拡張	合計	計	創設・改築	修繕	拡張	合計	計
全体合計	285	37	1	323		321	20	1	342	
児童館	18	15	1	34		29	12	1	42	
児童センター等	23	22	0	45		23	8	0	31	
児童厚生施設合計	41	37	1	79		52	20	1	73	
放課後児童クラブ室	244	—	—	244		269	—	—	269	
前年度からの継続分	11	0	0	11		19	0	0	19	
児童館	3	0	0	3		4	0	0	4	
児童センター等	6	0	0	6		6	0	0	6	
児童厚生施設合計	9	0	0	9		10	0	0	10	
放課後児童クラブ室	2	—	—	2		9	—	—	9	
新規分	274	37	1	312		302	20	1	323	
児童館	15	15	1	31		25	12	1	38	
児童センター等	17	22	0	39		17	8	0	25	
児童厚生施設合計	32	37	1	70		42	20	1	63	
放課後児童クラブ室	242	—	—	242		260	—	—	260	

(注) 平成19年度の数値については、内示済か所数である。